

欧州の協同組合銀行における サステナブルファイナンスの取組み

調査第一部長 重頭ユカリ

〔要 旨〕

EUでは、SDGsを政策の基礎をなす指針として位置づけ、持続可能な社会への移行を成長戦略の目標に据えている。それには多額の投資が必要になるため、環境、社会、ガバナンスを考慮し、持続可能な経済活動に資金を供給する「サステナブルファイナンス」が重要になっている。2018年に策定されたサステナブルファイナンス行動計画に沿って、何が持続可能な経済活動かを分類する「タクソノミー」の導入や開示に関するルール作り等が急速に進んでいる。

そうした状況下で、協同組合銀行がどのように持続可能性の向上を戦略に織り込み、取引先に対応しているかを、オランダのラボバンクとフランスのクレディ・アグリコルを例にみてみた。両行では、気候変動等が事業に与えるリスクを特定しつつ、それへの対応を新たな事業創出の機会とし、また、取引先の実態を把握したうえで課題について対話を行い、課題解決のための提案を行っている。

こうした実態を踏まえ、協同組合銀行がもつ強みと、抱える可能性がある課題についても指摘した。

目 次

はじめに	(2) フランスのクレディ・アグリコル・グループ
1 EUのサステナブルファイナンス行動計画	(3) 小括
(1) 2015年以降の動き	3 協同組合銀行の特徴
(2) サステナブルファイナンス行動計画	(1) 協同組合銀行の強み
(3) タクソノミーと開示	(2) 協同組合銀行が抱える課題
(4) 小括	おわりに
2 協同組合銀行のサステナブルファイナンスへの取組み	
(1) オランダのラボバンク・グループ	

はじめに

Migliorelli and Lamarque (2022) は、「デジタル化とガバナンス以外に、近い将来、協同組合銀行を進化させる主な推進力は、おそらく持続可能性 (sustainability) だ」と述べている。^(注1) EUでは、持続可能な社会への移行を目指すことを成長戦略の目標に据えており、移行を促進するための資金供給の重要性が高まっている。

本稿では、EUにおけるサステナブルファイナンスをめぐる動きを簡単に振り返ったうえで、そうした動きのなかで協同組合銀行がどのような対応を行っているかをまとめ、協同組合銀行ならではの強みや課題について検討する。

(注1) Migliorelli and Lamarque (2022) pp.20。
ガバナンスについては重頭 (2019)、デジタル化については重頭 (2022) 参照。

1 EUのサステナブル ファイナンス行動計画

欧州で共同体としての環境政策が始まったのは1973年である。^(注2) 同じような時期に環境面、社会面、倫理面への影響を重視する金融のイニシアティブも各地で誕生している。つまり環境問題への政策的取組みも、それに着目した金融面でのイニシアティブも近年になって生じたものではないが、以下ではパリ協定締結や持続可能な開発目標 (以下、SDGsという) 採択が行われた15年以降について取り上げる。

(注2) 新開 (2021) による。

(1) 2015年以降の動き

15年9月には、国連本部において国連持続可能な開発サミットが開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。アジェンダで掲げられたSDGsは、「誰一人取り残さない」を理念として17の目標と169のターゲットで構成されている。EUでは、SDGsを政策の基礎をなす指針として位置づけ、SDGsの17の目標を6つの優先課題に振り分けている。

15年11月末からパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議 (通称COP21) では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ための国際的な枠組み「パリ協定」が合意された。EUは30年までに90年比で少なくとも温室効果ガスの排出を40%削減するという目標を設定し、16年10月にパリ協定を批准した。

その後19年12月に欧州委員会が発表した包括的な気候・環境対策「欧州グリーン・ディール」では、50年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を定め、30年の削減目標を従来の40%から50%ないし55%に引き上げることとした。その後21年7月に施行された欧州気候法で、55%以上削減する目標が法定化された。欧州グリーン・ディールは、前述の欧州委員会の優先課題の1つであり、SDGsの17目標のうち少なくとも12の目標に貢献するものと考えられている。

欧州グリーン・ディールは、持続可能な社会への移行を新たな成長戦略とするものであり、すべてのEUの行動と政策は、その目標に貢献する必要があるとしている。例えば、20年5月に発表された「農場から食卓まで (Farm to Fork)」戦略は、農業生産から消費までにわたるフードシステムを、公正で健康に良く環境に配慮したものにするためのものであり、30年までに化学農薬の使用量を50%削減、全農地の少なくとも25%を有機農業とする等の目標を掲げている。

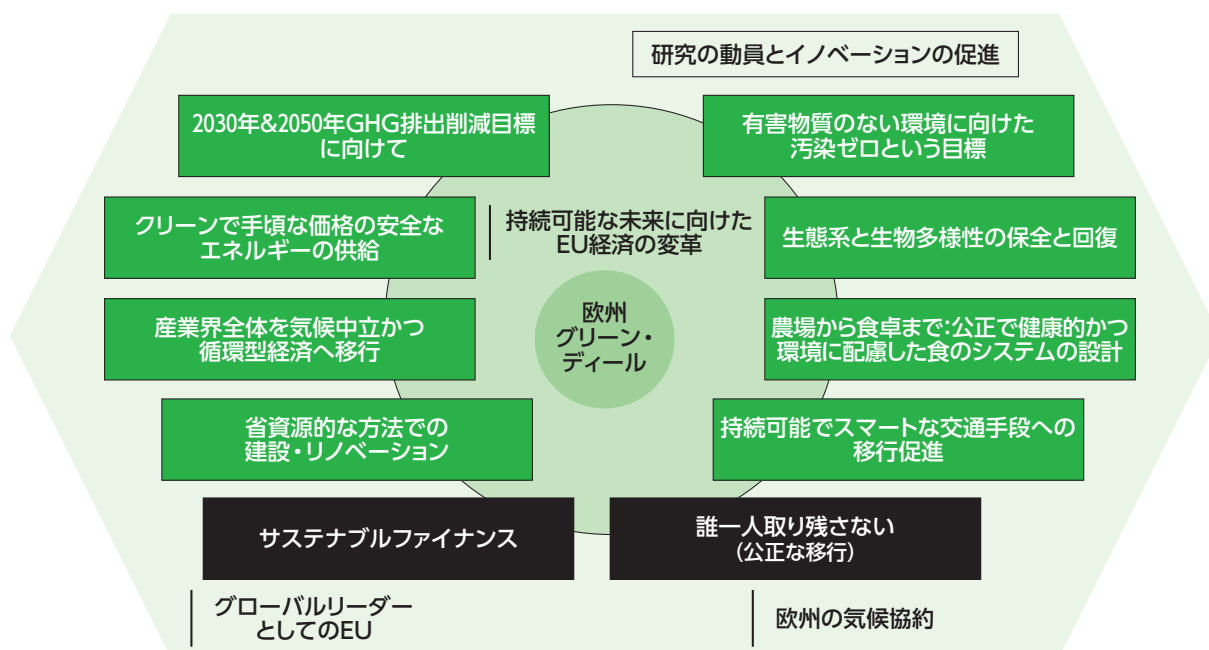
このほかにも欧州グリーン・ディールは第1図に示される目標を掲げているが、これらを達成するためには多額の投資が必要である。欧州委員会はその額について2,600億ユーロの追加投資、18年のGDPの約1.5%

が必要になると推定しており、金融機関には、そうした投資配分において主導的な役割を果たすことが期待されている。

蓮見 (2022) は、「欧州グリーンディールは、(1) サーキュラー・エコノミー (循環型経済) への転換に焦点を当て、(2) 脱炭素社会への移行に伴い影響を受ける地域や人々に対する社会政策についてEUレベルで取り組む姿勢を示し、(3) 資金の流れを持続可能な経済活動へと誘導するルール設定 (サステナブル・ファイナンス) を示したという3つの点において、これまで十分な成果を上げることのできなかった過去の成長戦略 (リスボン戦略、欧州2020戦略) と異なっている」^(注3)としている。

(注3) 蓮見 (2022) <http://yuken-jp.com/report/2022/04/21/137/> (2022年10月5日最終アクセス)

第1図 欧州グリーン・ディール



資料 European Commission (2019)
 (注) 用語の訳はQuickESG研究所の記事 (<https://www.esg.quick.co.jp/research/1098>) を参考にした。
 サステナブル・ファイナンスについては、原文のFinancing the transitionを筆者が意訳。

(2) サステナブルファイナンス行動計画

ここで、サステナブルファイナンスとは具体的にどのようなものを指すのか、少し長くなるが欧州委員会のウェブサイト^(注4)の説明をみておきたい。

「サステナブルファイナンスとは、金融セクターの投資判断において、環境・社会・ガバナンス (ESG) を考慮し、持続可能な経済活動やプロジェクトに対してより長期的な投資を行うプロセスを指す。環境への配慮には、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全、汚染防止、循環型経済など、より広範な環境問題が含まれる。社会的配慮とは、不平等、包括性、労使関係、人的資本やコミュニティへの投資、人権問題などを指す。経営構造、従業員関係、役員報酬などを含む、公的機関や民間機関のガバナンスは、意思決定プロセスに社会的・環境的配慮が含まれるようにするうえで、基本的な役割を果たす」。つまり、従来のように収益性だけに着目するのではなく、プロジェクトの環境面、社会面、ガバナンスについても考慮することによって、持続可能な経済活動に資金を振り向けようとしているのである。

欧州委員会は16年12月にサステナブルファイナンスについてのハイレベル専門家グループを立ち上げた。同グループによる18年1月の最終報告書を踏まえ、同年3月には、サステナブルファイナンス行動計画を公表した。これは、EU27か国全体でサステナブルな投資を促進することを目的とする政策目標である。

行動計画では、大きく分けて、①サステナブルな経済活動を分類するための分類システム (タクソノミー) の確立 (第1表の1)、②サステナブルな投資の選択に必要な情報を投資家に提供するための開示制度 (同4、7、9)、③ベンチマークやグリーンボンド基準等のツールの導入 (同2、5) を打ち出した。つまり、サステナブルな経済活動を区別する基準を明確化し、それを活用した情報開示を行うことによって、実態がともなわれないにもかかわらず「環境に優しい」「社会のためになる」と見せかける「ウォッシュ」を排除しようとしている。

20年には、常設の専門家グループ「サステナブルファイナンス・プラットフォーム」が設置され、欧州委員会に対してサステナブルファイナンス政策全般に関する助

第1表 行動計画の10項目

1	サステナビリティ活動のためのEU分類システム(タクソノミー)の確立	6	格付及び市場調査におけるサステナビリティの統合
2	グリーン金融商品の基準やラベルの作成	7	機関投資家及び資産運用会社の義務の明確化
3	サステナブルなプロジェクトへの投資の促進	8	プルデンシャル要件にサステナビリティを組み入れる
4	投資アドバイスの際にサステナビリティを組み入れる	9	サステナビリティ情報開示の強化及び会計基準の策定
5	サステナビリティ・ベンチマークの開発	10	サステナブルコーポレートガバナンスの促進及び金融市場における短期主義の抑制

資料 European Commission (2018)
 (注) 項目の翻訳にあたっては今井(2022)を参考にした。

言やタクソノミー等に関する助言等を行っている。欧州委員会は21年7月に新たな戦略として、「持続可能な経済への移行への資金調達に関する戦略」を公表したが、これは上記の行動計画の検討事項に追加して、持続可能な経済への移行のための資金調達を支援することを目的にトランジションファイナンス等の分野での行動を提案している。

(注4) https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/overview-sustainable-finance_en
(2022年10月5日最終アクセス)。

(3) タクソノミーと開示

上述の行動計画に沿って各項目に関する取組みが進行中であるが、以下ではサステナブルな経済活動を分類するためのタクソノミーと、開示制度について簡単に触れておきたい。

20年7月に施行されたEUタクソノミー^(注5)規則は、①気候変動の緩和、②気候変動の適応、③水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全、④循環型経済への移行、⑤汚染の予防と管理、⑥生物多様性と生態系の保全と再生の6つの目標を対象としている。加えて、目標に対して、経済活動が環境的に持続可能(グリーン)と認定されるために満たすべき4つの包括的な条件を定めている。具体的には、ある目的のためにはプラスであってもそれを達成するためにほかの面でマイナスになることを避けるため(例えば太陽光パネルがリサイクルできない等)、①～⑥の少なくとも1つの目的に対して実質的な貢献をし、①～⑥の目的に著しい害

を与えず、さらに最低限の社会的セーフガード(人権等)を満たし、技術的なスクリーニング基準に従うものを環境的に持続可能な経済活動としている。

上記①～⑥の目的のうち、①気候変動の緩和(温室効果ガスの排出削減と吸収対策)と②気候変動の適応(気候変動の悪影響の回避や軽減)については、22年1月から細則が適用されている。その他の③～⑥の4分野については、サステナブルファイナンス・プラットフォームが22年3月に最終報告書を公表し、23年1月から細則が適用開始となる見込みである。同プラットフォームは、社会的に持続可能な経済活動を分類するソーシャルタクソノミーについての最終報告書を22年2月に、3月には環境的に持続可能な経済活動には該当しないが著しい害を与えない経済活動へのタクソノミーの拡大についても最終報告書を刊行している。

タクソノミー規則の規定が適用されるのは、①環境的に持続可能な金融商品や社債に関して、金融市場参加者または発行者に対して加盟国またはEUが要求事項を定めた措置、②金融商品を提供する金融市場参加者、③非財務情報開示指令(以下、NFRDという)の対象となる企業である。③のNFRDの対象となる企業とは、従業員数500人以上の公共の利益に関わる大規模企業で、具体的には上場企業(中小企業は含まない)、銀行、保険会社、その他各国が指定する企業を指す。これらの企業は、環境、社会、従業員関連事項、人権尊重、汚職や贈収賄防止、取締役会の多様性等の非財務情報の

開示を求められている。

上記に該当する大規模企業はタクソノミー規則により、タクソノミーの基準を満たす売上げの割合とタクソノミーの基準を満たす資本的支出（CapEx）および運営費用（OpEx）の割合の開示が求められている。また、金融商品を提供する金融市場参加者には、金融商品の基礎となる投資が貢献する環境目的、タクソノミーの基準を満たす活動への投資割合の開示が、いずれも22年1月1日^(注6)から求められている。

なお、上述のNFRD改正案として、21年4月には「企業の持続可能性に関する開示指令提案」（以下、CSRDという）が公表されている。CSRDは、ダブルマテリアリティ、つまり、企業活動が環境や社会に与える影響と、気候変動等が企業活動に与える影響の両面から開示を行うことを求めている。具体的な項目としては、ビジネスモデルや戦略、持続可能性に関する目標や進捗についての説明、開示に関連する指標（KPI）等が挙げられている。

CSRDの対象は、大企業およびEUの規制市場に上場をしている企業（中小企業を含み、零細企業を除く）、銀行、保険会社であり、大企業とは、総資産2,000万ユーロ、売上高4,000万ユーロ、事業年度の平均従業員250名の3つのうち2つ以上の基準値を超える企業を指す。これに該当する企業数は49,000社となり、NFRD適用対象の約11,600社から大幅に増加する見込みである。欧州理事会のプレスリリースによると、CSRD^(注7)は、NFRD対象企業については24年1月1

日、NFRD非対象の大企業は25年1月1日、上場中小企業や小規模で複雑ではない信用機関等は26年1月1日（中小上場企業は免除期間あり）に適用開始とされている。

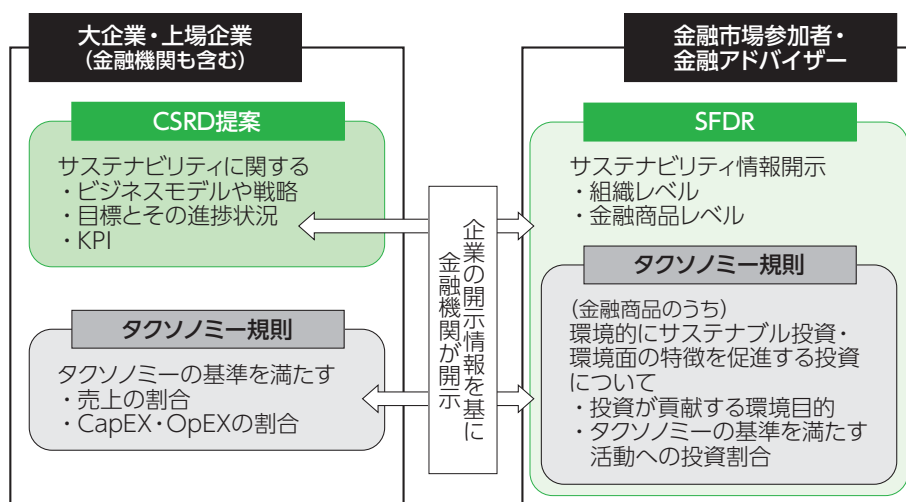
また、金融機関に対しては、サステナブルファイナンス開示規則^(注8)（以下、SFDRという）が21年3月から適用されている。これは、前述の行動計画の10項目の⑦にあたるもので、組織レベルでの情報開示として、持続可能性リスクの統合に関する方針、持続可能性への悪影響、報酬方針について金融機関のウェブサイトを開示することを求めている。また、金融商品レベルでは、金融商品へのESGの組入れ度合いに応じて「持続可能な投資」と「環境面、社会面の特徴を促進する投資」に分類し、情報開示を行うことを求めている。

タクソノミー規則、CSRD提案、SFDRという3つの法規則の関係は第2図のように整理されている。CSRD適用企業がタクソノミーに沿った活動の割合を開示することによって、企業や投資ポートフォリオの比較が可能になり、投資家や金融市場参加者の投資判断の指針になる。金融機関は企業の開示情報を利用して、金融商品を設計することができる。

(注5) REGULATION (EU) 2020/852 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088
EUにおいて「規則」は域内の国、企業等を直接規制するものであり、加盟国の国内法よりも優先して適用される。一方「指令」は直接適用されず、加盟国の国内法への受容が必要であるが、その際に各国には一定の裁量権が与えられる。

(注6) ①気候変動の緩和と②気候変動の適応につ

第2図 サステナビリティ情報開示における3つの法規制の関係



資料 環境省グリーンファイナンスポータル「EUにおけるサステナビリティ開示関連規則の策定の動き」(原注) 出所 タクソノミー規則、SFDR及びCSRD提案を基にCSRデザイン環境投資顧問(株)作成

いて。

(注7) Council of the EU Press release 21 June 2022

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/06/21/new-rules-on-sustainability-disclosure-provisional-agreement-between-council-and-european-parliament/> (2022年10月5日最終アクセス)

(注8) REGULATION (EU) 2019/2088 27

November 2019 on sustainability - related disclosures in the financial services sector

(4) 小括

ここまで、EUのサステナブルファイナンス行動計画に沿った動きの一部を示した。EU内でも現在進行形で事態が急速に進展しているほか、EU外でも様々なイニシアティブが進行中であり、ESG情報の開示等では収斂を目指す動きも進んでいる。欧州グリーン・ディールの概要を示した第1図にも記載しているとおり、そうした動きのなかでEUはグローバルリーダーたることを目指しており、EUで策定したルールを国際的に普及させようとしている。

2 協同組合銀行のサステナブルファイナンスへの取組み

以下では、タクソノミーの導入や情報開示の枠組みの整備が急速に進むなかで、EUにおいて協同組合銀行がどのような取組みを行っているのかをみてみたい。協同組合銀行のなかでも、グループ全体の情報が入手しやすいオランダのラボバンクとフランスのクレディ・アグリコルを取り上げる。両行とも様々な取組みを行っており、情報開示の量も多いため、以下ではグループ全体としての持続可能性に関する情報開示の状況、戦略の策定、ガバナンス、温室効果ガスの削減状況に絞って見ていく。

(1) オランダのラボバンク・グループ

a ラボバンク・グループの概要と情報

開示の状況

ラボバンク・グループは、以前はローカルバンクと全国組織ラボバンク・ネダーランドの二段階制であったが、16年1月1日にすべてのローカルバンクとラボバンク・ネダーランドが合併し、現在では1つの大きな協同組合になっている。ラボバンクは、オランダ国内では保険や資産運用も含めた総合金融サービスを展開し、国外では農業・食品分野に焦点を当て36か国で事業を展開している。

サステナブルファイナンスへの取組みについては、21年の年次報告書に「気候関連の財務状況開示とタクソノミー」の章を設け、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に沿った開示を行っている。別途「2021年の我々のインパクト」や、上記2つを補足するものとして「ESG Facts & Figures 2021」を公表している。ラボバンクが顧客や商品に適用する方針等を示した「持続可能性方針の枠組み(Sustainability Policy Framework)」(セクターポリシーを含む)、方針に基づいた手続きや内部プロセスを含む「持続可能な発展に関するグローバルスタンダード(Global Standard on Sustainable Development)」、後述の持続可能性に関する中期計画等の様々な文書がウェブサイトで公表されており、いずれも英語版を入手することが可能になっている。

b 持続可能性に関する計画とガバナンス

ラボバンクの持続可能性に関する中期計画(Sustainability Ambitions 2020-2024)は、20年1月に公表された。前期計画と異なる点として、すべての事業ラインに持続可能性を組み入れたことが挙げられている。ラボバンクの中核事業に持続可能性を組み込むため、5つのテーマをラボバンクの業務執行の役員会(マネジメントボード)で承認した。

第1のテーマの「分析からビジョン策定へ」は、どのセクターを削減、維持、拡大するかの判断材料とすることを目的に、ラボバンクのセクターポリシーの基礎となる各セクターの長期ビジョン策定を目指すものである。

第2は、前中期計画から導入されている顧客の持続可能性評価ツール「クライアント・フォト」を「e-rating」に発展させることである。

第3の「顧客ごとのパフォーマンス最適化からトランジションバンキングへ」は、顧客の持続可能なビジネスへの移行を促進することによって、SDGsインパクトと財務実績が良好な顧客を増やすことを目的としている。

第4のテーマである「特徴的な商品とサービス」は、商品面に焦点を当て、サステナブルな商品を増やし、それらの商品・サービスの相対的なシェアを拡大しつつ、ラボバンクの間接CO₂排出量の削減に寄与することを目指している。

第5の「業績管理における統合」は、研

修等により職員の持続可能性に関する専門能力を向上させ、業績管理に反映させることを目指している。

持続可能性に関する戦略的方向性や戦略実行をモニターする責任は、マネジメントボードに委ねられている。マネジメントボードのもとに20年に設置されたSDGsバンキング委員会は、持続可能性に関する規定、中期計画や気候関連のプログラム等のモニターや調整などを行っている。21年には気候変動対応の重要性が増したため、SDGsバンキング委員会は会議の頻度を四半期ごとから年8回に増やした。

c 取引先の持続可能性評価

前述の「クライアント・フォト」は、いくつかの質問への結果に基づいて顧客の持続可能性を5段階で評価するもので、100万ユーロ以上のエクスポージャーを持つ顧客を対象としている。導入初期の分析では、顧客の7%がAレベル、つまり持続可能性の分野でその業界のフロントランナーであり、約85%は持続可能性の重要性は認識しているものの、主に経済的な観点から捉えている企業、そして0.5%がラボバンクの持続可能性に関する基準を満たしていないことが明らかになった。

「ESG Facts & Figures 2021」によれば、21年には、100万ユーロ以上のエクスポージャーを持つ国内リテール顧客16,528のうち、Aレベルは16%を占めるとされている。基準を満たしていない顧客については、エンゲージメントと呼ばれる、持続可能性

要件を順守できるよう顧客に働きかける話し合いを行い、その結果は顧客名を匿名化して同レポートに掲載している。例えば、石油・ガスに直接・間接的に関わる顧客に対しては、エネルギー転換に向けた姿勢や取り組みについてヒアリングを実施したと記されている。21年には19件のエンゲージメントについて記載しているが、うち10件は顧客が持続可能性方針を改善して問題を解決したり、特定の活動を休止したりしたことによって、完了となっている。

クライアント・フォトの導入により、企業の持続可能性のパフォーマンスを把握することが可能になったほか、各セクターにおけるベンチマークの策定や、フロントランナーの特定も可能になった。現中期計画では、これをさらに発展させ、顧客のSDGsに対する影響度を測定するe-ratingを導入するとしている。

(注9) 時期は明示されていないが、2014年に実施した分析とみられる。

d 温室効果ガス排出量の削減

「ESG Facts & Figures 2021」によれば、温室効果ガス排出量のうち、スコープ1（自社施設の燃料の消費、フロン類の漏洩、社有車の使用に伴う直接排出量）は18年から21年に47%減少、スコープ2（自社施設で購入した電気・熱の使用に伴う間接排出量）については同期間に58%減少している。こうした減少には、新型コロナウイルスの感染拡大により、出社が減ったことも影響している。

スコープ3（事業活動の関連する他者から

の間接排出量)に含まれる投融資を通じた排出量に関して、20年にはオランダのポートフォリオの一部について、金融向け炭素会計パートナーシップ(PCAF)の手法を用いて算出を行った。21年には算出する対象範囲を拡大した。ただし、計算にあたっては必ずしも正確なデータが入手できるとは限らないため、推定値や代理指標を用いており、算出された排出量は現在入手できている情報とデータを用いた「最善の努力に基づく推定値」であることに理解を求めている。

パリ協定を順守するための計画については、22年後半により詳細なレポートを公表する予定としている。

e 個人向けの取組みの一例

ラボバンクは、オランダの新規住宅ローン市場で2割のシェアを有しているが、この住宅ローンを通じたCO₂の排出量についても推計している。ラボバンクでは、CO₂排出量の削減を目的に、省エネルギー住宅を対象にした低金利の住宅ローンや、家庭の省エネルギー対策に資金を積み立てる口座を提供している。

住宅をより持続可能なものにすることの重要性を顧客に知ってもらうため、ローンのアドバイザーには持続可能性に関する研修を行っている。アドバイザー等から積極的な働きかけを行うことによって、新規の住宅ローンを組む際にエネルギー消費削減対策を行う顧客の割合は、20年の19%から21年には25%に上昇した。22年には30%へ

の引上げを目指している。

また、住宅所有者向けに、ソーラーパネル、断熱材、ヒートポンプ等、住宅のエネルギー効率を高めるための提案を行うプラットフォームHuisScan(ハウススキャン)を作っている。顧客がウェブサイト上で住所を入力すると、エネルギー効率を高めるための個別アドバイスや、どのくらいエネルギーを節約できるかを把握することができ、複数の業者から設備についての見積りももらうこともできる。21年にはハウススキャンの利用件数は67,790件だったが、既存顧客に積極的に働きかけを行うことにより、22年には利用件数を倍以上の14万件超とすることを目指している。

(2) フランスのクレディ・アグリコル・グループ

a クレディ・アグリコル・グループの概要と情報開示の状況

フランスのクレディ・アグリコル・グループは、銀行全体で総資産規模が世界第10位、協同組合銀行として最大の規模を誇る。1,120万人の組合員は全国に2千以上ある地区金庫ごとに理事を選出するが、銀行業務は39の地方金庫単位で行われている。全国組織Crédit Agricole S.A.(以下、CASAという)は01年に上場しており、地方金庫はボエシ通り持株会社を通じて、CASAの株式の55.5%を保有している。グループ内では、地方金庫は主にリテール分野の業務を行い、持株会社であるCASAの子会社クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・

インベストメント・バンク（以下、CACIBという）が大企業に対応するといった役割分担を行っている。

CASAの年次報告書（2021年版）には、80頁にわたり非財務実績についての記述があり、そのなかにTCFD提言に沿った情報や、各種イニシアティブで求められる情報の掲載ページを示すクロスリファレンス表が載せられている。非財務実績の報告内容は、基本的にはCASAとその子会社についてであるが、有用な場合には地方金庫の方針や行動計画に関連する情報も記載するとしており、実際に地方金庫の取組みについての記述も多い。^(注10)

クレディ・アグリコル・グループのウェブサイトにはCSRのコーナーがあり、セクター別のCSR方針（セクターポリシー）を含む様々な情報が英語版でも掲載されている。地方金庫に関しては、全国協会FNCAが「地方金庫の社会的・地域的貢献」^(注11)という冊子（フランス語）を刊行しており、全地方金庫を総括したデータや、各地方金庫の優良事例を紹介するコラム等を掲載しているが、開示規制に対応するというよりはCSRレポート的な位置づけであるとみられる。各地方金庫では、それぞれ年次報告書やアクティビティレポート等の報告書を刊行しているが、個別の地方金庫のウェブサイトにあたる必要がある。

(注10) 年次報告書に記載された戦略や取組みがCASAとその子会社に限定されているのか、あるいは地方金庫も含めたグループ全体のものなのか明記されていないものについては、内容から筆者が適宜判断して記載している点に留意されたい。

(注11) 資料名の原題Le pacte societal & territorial des caisses régionalesを意識した。

b 持続可能性に関する計画とガバナンス

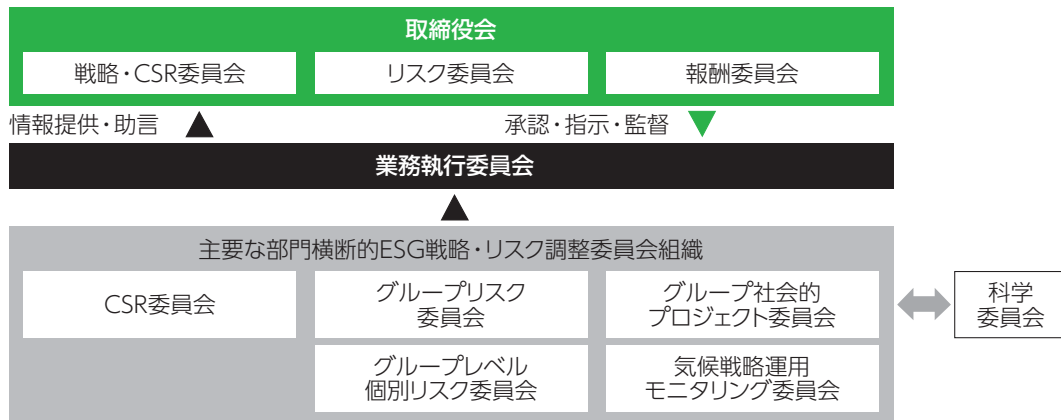
クレディ・アグリコル・グループのESG戦略は3つの軸を中心に展開されている。

1つは、「科学的事実に基づく環境戦略」であり、これは気候戦略、専用ツールの開発、セクターポリシーが、学術的な情報と科学的事実に基づくことをさしている。それらの決定にあたっては、科学委員会のメンバーによる批判的な検討も受ける。科学委員会は、気候や環境問題の専門家などグループ外部のメンバー10名で構成される学際的な組織で、四半期ごとに開催している。各メンバーの専門性を生かして、気候戦略の実施に関連する問題を明らかにし、後述のグループ社会プロジェクト委員会にも提言を行う。

第2は、「社会的結束を促進する包摂的アプローチ」をとることであり、相互扶助の価値を基盤とするレゾナートルに沿って、最低所得者から最富裕層の顧客まで、すべての顧客に対するユニバーサルアプローチを採用している。

第3は、「社会的プロジェクトとその実現を検討するためのガバナンス」であり、グループの社会的プロジェクトとESG戦略は、専用のガバナンス機構であるグループ社会的プロジェクト委員会によって推進されている。この委員会のメンバーは12名で、地方金庫の会長が議長を務め、6名はCASAグループ各社の最高経営責任者、残りは地方金庫の上級管理職で構成されている。そ

第3図 CASAグループ(CASAとその子会社)のESG戦略に関するガバナンス



資料 Crédit Agricole S.A.(2022)

の他の部門横断的なESG戦略・リスク調整委員会組織を含め、ESG戦略に関するガバナンスは、第3図のとおりとなっている。グループリスク委員会やグループレベル個別リスク委員会の検討対象は、CASAとその子会社についてであるとみられるが、グループ社会的プロジェクト委員会のメンバーには地方金庫のメンバーも含まれ、以下のコミットメントプログラムの内容も地方金庫の業務を含むものであるため、上述のESG戦略は地方金庫とも共有されたものであると考えられる。

グループ社会的プロジェクト委員会は、21年12月に発表した10項目からなるコミットメントプログラムの実施をモニターすることになっている。その10項目は、第2表に示したとおりであり、項目によっては具体的な目標数値が掲げられている。

c 取引先の持続可能性評価

大企業を顧客とするCACIBでは、13年以降、すべての法人顧客にESG評価システム

第2表 クレディ・アグリコル・グループのコミットメントプログラム

気候変動と低炭素経済への移行に向けた行動を起こす
①2050年までにカーボンニュートラルを達成 ②100%の顧客にエネルギー転換について助言し支援する ③企業や農家への融資の分析において、非財務的実績基準を100%組み入れる
結束と社会的包摂を強化する
④社会的・デジタル的包摂を促進するために、いかなる顧客も排除しない幅広い商品とサービスを提供する ⑤最も脆弱な地域の活性化と社会的格差の是正に貢献する ⑥雇用と訓練を通じて、若者の統合を促進する ⑦クレディ・アグリコルの全事業体とそのガバナンスにおいて、ジェンダー平等と多様性を高める
農業・農産物の移行を実現する
⑧競争力のある持続可能な農業食品システムへ向けた技術の進化を支援する ⑨フランスの農業が気候変動との戦いに積極的に貢献できるようにする ⑩食料主権の強化に貢献する

資料 第3図に同じ

を適用している。取引に関連する環境・社会リスクを3段階で評価・管理するもので、少なくとも年1回実施している。

一方、データを公開していない非上場企業に関しては、投融資の際に非財務情報を分析に含めることが困難という課題がある。そこで、20年3月から、地方金庫等では、リレーションシップ・マネジャーを通じて

中堅・中小企業顧客に、ESG質問票を配布している。この質問票は、環境、社会・社会的事項、ガバナンスに関する12の質問で構成されている。リレーションシップ・マネジャーは、主要なESG課題、CSR方針、地域の顧客の行動などに関する研修を受けており、中小企業・中堅企業とESGのプロセスについての話し合いも開始している。さらに、回答をもとに算出されたスコアは、融資の申込みを受けた場合に参考にする。スコア自体は融資の決定には影響しないが、企業の脆弱性が明らかになった場合には、追加の情報を求めることもあるとのことである。

また、19年に策定した気候戦略のアクションプランの一環として、CASAの子会社であるCACIBとアムンディは、取引先である上場企業の気候変動対策を評価する手法として、クライメート・トランジション格付というツールを導入した。CO₂排出量等これまでのエネルギーパフォーマンス、移行へのコミットメント、移行のスピードなど3つの観点で8つの基準を設け、企業をAからGまで格付けするものである。この格付情報は、顧客や投資先との対話を行う際に活用する。21年には手法が確定し、大企業に限定されていた対象を中堅・中小企業にも拡大するため、3つの地方金庫で試行的導入を行っている。

d 温室効果ガス排出量の削減

50年までのカーボンニュートラルという目標に向けて、温室効果ガス排出量のスコ

ープ1と2に関して、CASAとその子会社は16年から20年にかけて排出量15%減という目標を達成し、さらに方針を強化した。科学的根拠に基づく目標設定イニシアティブ(SBTi)の方法論に基づき、19年から30年にかけてスコープ1、2の絶対排出量を46.2%削減することを目標にしている。

スコープ3に関しては、11年から地方金庫を含むグループ全体の投融資を通じた排出量を算出している。その手法は、クレディ・アグリコルからの要請により、パリ・ドフューヌ大学およびエコール・ポリテクニクの金融・持続可能な発展講座が開発したSAFE法を用いている。

排出量削減のため、フランス国内のCASAとその子会社のすべての拠点では、再生可能エネルギーによる電力を利用しているほか、従業員や顧客に電気自動車への切替えを促すため、事業所や支店に電気自動車の充電ステーションを設置している。

e 個人向けの取組みの一例

フランスでは、大気汚染悪化防止のためガソリン車の乗り入れ台数に規制をかける都市が増えている。そこで、個人や小規模事業者であっても、手軽に充電できる電気自動車やハイブリッド車にアクセスできるよう、CASAの消費者信用子会社CACFは、Agilautoブランドのもと購入オプション付き自動車リースの提供を20年から開始した。顧客は、12か月から60か月の契約期間で、電気自動車やハイブリッド車など幅広い車種から選択することができる。Agilautoに

関する記事によれば、^(注12)地方金庫の職員は、個人や企業顧客に対して通常の金融商品を勧めるのと同様に、電気自動車等への乗換えを提案するようになっている。これは顧客がCO₂削減に貢献できるようにするとともに、自動車メーカーの新型車の流通をサポートすることで、メーカーのエネルギー転換を加速させるという意図がある。

(注12)「クレディ・アグリコル、Agilautoで自動車販売をスピードアップ」(標題翻訳) <https://pro.largus.fr/actualites/credit-agricole-accelere-dans-la-vente-automobile-avec-agilauto-10690395.html> (2022年10月5日最終アクセス)

(3) 小括

紙幅の都合上、ここではラボバンクとクレディ・アグリコルの取組みの一部しか取り上げることができなかったが、欧州協同組合銀行協会が20年に刊行した「協同組合銀行によるサステナブルファイナンスの取組み」というリーフレットでは、上記2行を含む14行について紹介している。いずれの協同組合銀行でも気候変動や生物多様性の損失などのリスクが事業に与える影響を特定したうえで、持続可能性を戦略的な計画プロセスに統合している様子が見えてくる。

また、欧州の大手協同組合銀行について分析したCaselli (2021) が、「気候変動は、協同組合のビジネスにとってリスクと機会の源泉であると同時に、戦略的な課題である^(注13)と見なされるようになってきている」と述べているように、クレディ・アグリコルやラボバンクの取組みにおいては、気候変動等持続可能性の課題への対応は、新たな

商品やサービス創出の機会にもなっている。そして、持続可能性の向上に向けて取引先の実態をよく把握し、何か課題があれば対話を行い、その課題解決のための提案を行うことが協同組合銀行にとって非常に重要になっていることも分かった。

(注13) Caselli (2021) p.219

3 協同組合銀行の特徴

以上みてきたことを踏まえて、協同組合銀行がサステナブルファイナンスに取り組む場合の強みと弱みについて指摘してみたい。

(1) 協同組合銀行の強み

Bevilacqua (2022) は、「協同組合銀行は、組合員が所有し、民主的に管理され、価値に基づき、地域志向の銀行として、その起源から環境 (E)、社会 (S)、ガバナンス (G) モデルを組み合わせてきたことを示すいくつかの研究がある。したがって、協同組合銀行は、持続可能な変革の機会を捉えるうえで有利な立場にあると考えられる」と述べている^(注14)。筆者も重頭 (2009) で、組合員が利用者であることによるステークホルダーとしての関与、一人一票の民主的ガバナンス、農村部など遠隔地での雇用創出等の特徴により、E、S、Gの観点から協同組合銀行が地域経済の持続的な発展に寄与していると論じたことがある。

ここでは上述の主張は繰り返さず、協同組合銀行の組織構造に着目して強みを挙げ

てみたい。

先に挙げたクレディ・アグリコル・グループにおいては、グループ内で大企業を顧客とするCACIBやアムンディで利用するクライメート・トランジション格付（CTR）を、地方金庫で試行するといったノウハウの移転が行われている。個別事例として取り上げることはできなかったが、ドイツの信用協同組合銀行ネットワークにおいても同様の動きがみられる。大企業取引を中心に行うDZバンクは、貸付業務がSDGs17項目にどのように貢献するかを分析するためのSDGs分類手法を開発・導入しているが、これを21年に2つのローカルバンクで試行的に導入した。

さらに同ネットワークでは、全国協会BVRが21年1月に、ローカルバンクが持続可能性を体系的に管理することを支援する目的で、「持続可能なビジネスの実施－協同組合銀行のための分析、立場、戦略」と題するガイドラインを策定している。このガイドラインは、ローカルバンクが持続可能性を経営に組み込むためのステップを示したもので、それぞれのローカルバンクが現状分析を行ったうえで、目標を定めるための指針として活用できるものである。ドイツには21年末時点で772のローカルバンクがあるため、サステナブルファイナンスへの取組みにも濃淡が生じていることが想定されるが、ローカルバンクの必要に応じた支援もBVRが行うこととしている。

以上のことから、急速に進展するサステナブルファイナンスの分野において、相

対的に規模が小さい銀行が単独で対応するには難しいことがあっても、協同組合銀行の場合はグループ内でノウハウやベストプラクティスを共有したり全国組織からの支援を受けたりすることによって、乗り越えることができるという強みがあると考えられる。もちろん、協同組合銀行グループでは、全国組織からローカルバンクへのサポートだけでなく、ローカルバンク同士で革新性のあるベストプラクティスを共有する「横展開」も古くから行われており、サステナブルファイナンスに関しても同様であろう。

(注14) Bevilacqua (2022) pp.190

(2) 協同組合銀行が抱える課題

一方で、中小企業を主な取引先とする、相対的に規模が小さい協同組合銀行にとって、取引先データの収集や開示には多くの労力とコストがかかることが想定される。タクソミーと開示に関して述べたとおり、一部の上場企業を除く中小企業や、零細企業は情報開示の対象となっていないが、それらの企業と取引を行う金融機関は開示が求められるという状況になっている。

この点について、Bevilacqua (2022) では、大企業顧客を対象とする大銀行はESGデータをより多く入手できるため、データを開示した場合、タクソミー適格資産の比率が相対的に高くなりグリーンまたはサステナブルとみなされる一方で、適用対象とならない零細・中小企業向けのポートフォリオが多い協同組合銀行が不利な立場に

立たされる恐れがあることを懸念している。こうした事態を踏まえて、欧州協同組合銀行協会は会員を代表して、先に挙げたリーフレットにおいて、EUの非金融法人が自発的にデータを蓄積するデータベースの構築を優先課題とするようEUに要求している。ただし、適用対象ではない中小企業が自発的にデータを蓄積するかは不明である。

もう1つの課題は、協同組合銀行グループとしてどのように情報開示を行うかである。もともとグループとして連結決算を行っていない場合は、非財務情報についてもローカルバンクが個別に開示するのみというケースが多くなり、グループ全体としての取組み状況が見えにくくなることが懸念される。グループの全国組織がローカルバンクの情報を集めて開示できればよいが、ローカルバンクからの情報収集の仕組みを新たに構築する場合には、追加的なコストや労力が必要になる可能性がある。

さらに根源的な問題として、協同組合銀行がサステナブルファイナンスの分野において、他の形態の銀行とどの程度差別化できるのかということもあるだろう。自発的な取組みであった段階では、協同組合銀行の特性によって、持続可能性への貢献は他の形態の銀行よりも大きかったかもしれない。しかし政策目標にもなり、世界的な関心事としてどの銀行も積極的に取り組むようになった現在では、以前に比べて優位性が発揮しにくくなっている恐れもある。

おわりに

サステナブルファイナンスの取組みにおいては、金融機関が取引先の実態を把握したうえで課題について対話を行い、課題解決のための提案を行うことが重要だが、その課題の内容は従来の財務面のみから環境面、社会面、ガバナンスについてなどへと広がっている。より広範な課題の解決策を提示するためには多くの知見が必要であり、CASAが科学委員会を設置しているように専門家との連携や、地域の関係者との協働も有用だと考えられる。また、協同組合銀行においては、従来以上にグループ内、そして欧州協同組合銀行協会を通じた情報や知見の共有も重要になるだろう。

1つの例として、中小企業向けの持続可能性評価チェックリストを挙げてみたい。中小企業にとっても持続可能性の向上は重要な課題だが、どのような手順で取り組みばよいのか分からないといった状況が生じることは容易に想定できる。そうした事態を改善するため、欧州会計士連盟(Accountancy Europe)は会計士と中小企業との対話に活用するための持続可能性評価リスト(3-step sustainability assessment for SMEs)^(注15)を欧州協同組合銀行協会と協力して作成し、多言語で公表している。協同組合銀行の主要な取引先である中小企業の持続可能性向上のために、協同組合銀行内での知見を外部の関係者と連携して活用した例であると考えられる。

最後に、EUにおいてサステナブルファイナンスをめぐる枠組みの整備が急速に進む一方で、何を持続可能な経済活動とするかは紆余曲折が続いていることを指摘しておきたい。タクソノミーにおいて原子力や天然ガスをどう扱うかについてはEU内で激しい議論があったが、結局、持続可能な経済活動として扱われることとなった^(注16)。他方で、従来は金融機関において融資対象の除外リストの筆頭に挙げられていた防衛企業に対する方針を、ロシアのウクライナ侵攻を受けて見直す金融機関が出てきたとも報じられている^(注17)。目まぐるしく変化する情勢のなかで、協同組合銀行がどのように持続可能性の向上に貢献しようとしていくのかについて、今後も注視していきたい。

(注15) <https://www.accountancyeurope.eu/publications/3-step-sustainability-assessment-for-smes/> (2022年10月5日最終アクセス)

(注16) JETROウェブサイト「欧州議会、天然ガスと原子力を持続可能な活動とするEUタクソノミー委任規則案を承認」(2022年07月08日) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/2b70b70ef179d597.html> (2022年10月5日最終アクセス)

(注17) Bloombergウェブサイト「欧州金融機関、防衛企業向けファイナンス容認する動きー情勢変化で」<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-03-04/R8784AT0G1KZ01> (2022年10月5日最終アクセス)

<参考文献>

- 磯部昌吾 (2021) 「EUの新たなサステナブルファイナンス戦略」『野村サステナビリティフォータリー 2021 Autumn』163~174頁
- 今井亮介 (2022) 「EUのサステナブルファイナンス戦略とEUタクソノミーの状況について」日本環境衛生センターウェブサイト <https://www.jesc.or.jp/LinkClick.aspx?fileticket=fjJl6%2F6iqrY%3D&tabid=486&mid=2518> (2022年10月5日最終アクセス)

- 牛島慶一 (2022) 「サステナブルファイナンス開示規則 (SFDR) が金融機関にもたらす影響—高まるグリーンウォッシュへの懸念—」EY Japanウェブサイト https://www.ey.com/ja_jp/sustainability-financial-services/sustainable-finance-disclosure-regulation (2022年10月5日最終アクセス)
- 金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 (2022) 「第二次報告書—持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム—」
- 重頭ユカリ (2009) 「欧州協同組合銀行のCSRへの取り組み—本業においてステークホルダーが主体となって—」『農林金融』4月号、16~29頁
- 重頭ユカリ (2019) 「フィンランドの協同組合銀行OPフィナンシャルグループ—長期的な観点からみた環境変化への対応—」『農林金融』9月号、2~17頁
- 重頭ユカリ (2022) 「欧州における協同組合銀行の現状—コロナ禍への対応とデジタル化の進展—」『生活協同組合研究』4月号、vol.555、27~35頁
- 新開裕子 (2021) 「欧州統合の歩みと環境政策」『欧州グリーンディールEU Policy Insights』Vol.02、5月31日号
- 新開裕子 (2022) 「EUタクソノミー概説」『欧州グリーンディールEU Policy Insights』Vol.10、1月31日号
- 高島浩 (2021) 「気候変動対応の進展状況と生物多様性への応用—目標を設定し、リスクを測定、管理できるのか—」『金融・資本市場リサーチ秋号』vol.03、75~93頁
- 高橋龍生 (2022) 「ソーシャルタクソノミー最終報告書—社会的に持続可能な経済活動とは何か? その基準案が示される—」『日興リサーチレビュー』6月
- 田中大介 (2022) 「EUタクソノミー: 気候変動緩和・適応の現況—ガス・原子力の委任規則案が議会で否決される可能性あり—」『大和総研金融市場資本分析』6月30日
- 鶴野智子・森洋一 (2021) 「EUにおけるCorporate Sustainability Reporting Directive提案についての概要」『Global Sustainability Insight』vol.1
- 鶴野智子 (2021) 「EUにおけるサステナビリティ情報開示に関する法規制導入の概要」『Global Sustainability Insight』vol.2
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ブリュッセル事務所海外調査部 (2022) 「EUサステナブル・ファイナンス最新動向—EUタクソノミー規則を中心に—」
- 蓮見雄 (2022) 「欧州グリーンディールと経済安全保障—ロシアのウクライナ侵攻の長期的影響—」
- 三井住友銀行コーポレート・アドバイザリー本部企業調査部 (2021) 「EUタクソノミーと持続可能性

に関する情報開示]

- 吉沼啓介 [EUの政策概要と法整備の動向 (第1回) 欧州委員会におけるSDGsの位置づけとアプローチ] JETRO地域分析レポート2021年12月
- Bevilacqua, E. (2022), "European Cooperative Banks and Sustainability" In: Migliorelli, M. & Lamarque, E. (eds.), *Contemporary Trends in European Cooperative Banking*, Palgrave Macmillan.
- BVR (2021), "Consolidated Financial Statements of the Volksbanken Raiffeisenbanken Cooperative Financial Network".
- Caselli, G., (2022), "How Do Cooperative Banks Consider Climate Risk and Climate Change?", In: Migliorelli, M. & Lamarque, E. (eds.), *Contemporary Trends in European Cooperative Banking*, Palgrave Macmillan.
- Crédit Agricole S.A. (2022), "2021 Annual Financial Report Universal Registration Document".
- European Association of Co-operative Banks (2020), "Co-operative Banks engagement to sustainable finance".
- European Commission (2018), "Action Plan: Financing Sustainable Growth," COM (2018) 97 final, 8 Mar.
- European Commission (2019), "The European Green Deal," COM (2019) 640 final, 11 Dec.
- European Commission (2021), "Proposal for a

DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting," COM (2021) 189 final, 21 Apr.

- Fédération Nationale du Crédit Agricole (2022), "Le pacte societal & territorial des caisses régionales (2021)".
- Hahnkamper-vandenbulcke,N. (2021), "Non-financial Reporting Directive," BRIEFING Implementation Appraisal.
- Migliorelli,M. & Lamarque,E. (2022), "The Co-evolutionary Nature of European Cooperative Banks" In: Migliorelli, M. & Lamarque, E. (eds.), *Contemporary Trends in European Cooperative Banking*, Palgrave Macmillan.
- The Cooperative Rabobank (2020) "Rabobank and Climate Change Making the change to safeguard our future".
- The Cooperative Rabobank (2022 a) "Annual Report 2021".
- The Cooperative Rabobank (2022 b) "Our Impact in 2021".
- The Cooperative Rabobank (2022 c) "ESG Facts & Figures 2021".

(しげとう ゆかり)